

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、28年度末現在、全体で一般職1,571名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 平成29年度の体制整備（資料1-2-1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、18人の増員、▲14人の定員合理化減等と合わせ、4人の純増並びに参事官（資産運用担当）及び参事官（地域生産性向上支援担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

1. 国民の安定的資産形成の支援、市場環境の整備等〔5人〕
 - ・国民の金融リテラシー向上に向けた施策（金融・投資教育）等の推進のための体制整備
 - ・アルゴリズムを用いた高速な取引への対応に係る体制整備 等
2. 金融仲介機能の質の改善に向けた対応等〔6人〕
 - ・地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための体制整備 等
3. フィンテック等新たな動きへの対応、サイバーセキュリティ対策等〔7人〕
 - ・仮想通貨交換業者に対する検査・監督体制の整備
 - ・サイバーセキュリティに関する国際的な連携、金融業界横断的な演習実施のための体制整備 等

【定員の推移】

定員の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
増員(A)	33	25	22	19	18
定員合理化減等(B)	▲34	▲16	▲12	▲14	▲14
純増(A-B)	▲1	9	10	5	4
年度末定員	1,547	1,556	1,566	1,571	1,575